

レンタル規約

- 1. 規約の適用** 本規約は、有限会社京都屋（以下「当社」といいます）と、当社が提供するレンタル衣裳サービスのご利用者様（以下「お客様」といいます）とのレンタル契約に適用します。
 - 2. 契約の成立** レンタル契約は、お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社にレンタル衣裳サービスの利用を申込み、当社がお客様の申込を承諾した際に成立します。本規約の一部または全部に同意いただけない方は、当社のレンタル衣裳サービスをご利用いただけません。
 - 3. レンタル期間** レンタル期間は、お客様の商品がお手元に届いた日(受け取った日) から7泊8日となります。
 - 4. 契約料金と支払い** 当社は、申込確認書により、契約料金を通知します。お客様は、お申込日より14日以内に指定の方法にて、当社に契約料金を支払います。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。来店の方は商品お渡し日にお支払いとなります。
 - 5. 商品の納入** 当社は、申込確認書に記載のレンタル開始日に、記載の方法によりお客様に商品を貸出します。発送をご希望の方は往復送料はお客様のご負担となります。
 - 6. 商品の返却** お客様は、申込確認書に記載のレンタル終了日までに、当社に商品を返却します。
 - 7. キャンセル** お客様は、申込内容をキャンセルする場合、速やかに当社に連絡するものとします。当社は、お客様が支払った契約料金から、以下のキャンセル料を減じてお客様に返金します。
商品お渡し日（お受取日）11日前まで無料。10日前から5日前 レンタル料金の50%。4日前～当日・連絡なしキャンセル レンタル料金の100%
- ※なお、商品発送後のキャンセルはいかなる場合もお受けできません。商品発送後はキャンセル料金はレンタル料金の100%が適用されます。
- ※「イメージ、サイズ、カラーが思っていたのと違う」などの理由は返品交換の理由になりません。
- ※「成人式」「婚礼衣裳」「七五三」等、個別にキャンセル条件を設定している場合は、各々の申込書面等に記載の条件に沿って、キャンセル料を計算します。前項につき、お客様が契約料金を未払いの場合、当社は計算により算出した金額を、キャンセル料としてお客様に請求します。
- 8. 商品の破損・汚れ・シミ** お客様は、商品に破損・汚れ・シミ等を生じさせた場合、その程度によりメンテナンス代・修理代を当社に支払うものとします。
上記料金で対応できない破損・汚れ・シミ等の場合、お客様はメンテナンス代・修理代の全額を当社に支払うものとします。
メンテナンス・修理等により補修ができない場合、お客様は当社が当該品を再購入するために要する費用全額をご負担いただきます。なお、当該品に予約が入っていた場合、予約変更等により当社に発生する費用実費もご負担いただきます。ご自身で洗濯や補修はなさらないでください。
 - 9. 商品の返却遅延・紛失等** お客様が、申込確認書に記載のレンタル終了予定日までに商品を返却できなかった場合、レンタル終了予定日の翌日から起算し、商品が当社に到着した日までの期間について、延滞料を当社に支払うものとします。延滞料は、遅延1日ごとに、レンタル料金のうち商品代金分の50%に相当する金額とします。
お客様が、紛失等によりレンタル終了予定日に商品を当社に返却できなかった場合、当社規定の計算により、当社が被った損害を補償いただきます。計算には、当該品の現在価値の他、レンタル終了予定日時点で当該品に予約が入っていた場合に当社に発生する対応費用実費等が含まれます。
 - 10. 私物のお預かり** レンタル衣裳サービスに伴い、前撮りサービス・着付けサービス等をご利用の場合、お客様ご自身の肌着・小物等はその都度ご持参ください。当社は、次項の場合を除き、お客様が所有されているものをお預かりすることは致しません。
当社は、お客様が着付けサービスをご利用の間に限り、お客様が着付け会場ご来場の際にお召しになっていた衣服を一時的にお預かりします。
なお、当社はお預かり品について、一切の責任を負いません。貴重品等はおお客様ご自身で管理していただきます。
 - 11. 当社の免責** カタログや当社 Web サイト等に掲載されている商品画像は、現物の色と若干異なる場合がございます。
天災地変、戦争、内乱、法令の改廃制定、公権力 による命令処分、同盟罷業の他の労働争議、輸送機関の事故等、不可抗力により当社の管理能力を超えて責務遂行の不実行が生じた場合、当社は損害賠償の責を負わないものとします。
 - 12. 協議解決** 本規約に定めのない事項が生じた場合、または本規約の解釈に疑義が生じた場合、お客様と当社は誠実に協議し解決するものとします。
 - 13. 合意管轄裁判所** 本規約に関して紛争が生じた場合、鳥取簡易裁判所または鳥取地方裁判所米子支部を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は、2021年1月1日から施行します。

鳥取県米子市両三柳930 有限会社 京都屋取締役杉原美香